

議案第135号

所沢都市計画事業所沢駅西口第一種市街地再開発事業施行に関する条例を
廃止する条例制定について

所沢都市計画事業所沢駅西口第一種市街地再開発事業施行に関する条例を廃止
する条例を別記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢駅西口第一種市街地再開発事業が完了したことに伴い、条例を廃止するた
め、本案を提案するものである。

所沢都市計画事業所沢駅西口第一種市街地再開発事業施行に関する条例を
廃止する条例

所沢都市計画事業所沢駅西口第一種市街地再開発事業施行に関する条例（昭和
54年条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例
第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 所沢駅西口第一種市街地再開発審査会委員の項を削る。